

静岡県告示第289号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第14 読替規定</p> <p>林業青年団体育成事業にあつては、第4の(1)の力の事項中「林業関係事業の施行地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）」とあり、並びに第5の(1)から(4)まで、(7)及び(8)の事項、第12の(3)の事項並びに第13中「農林事務所長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>第14 読替規定</p> <p>林業青年団体育成事業<u>及び製材JAS認証取得支援事業</u>にあつては、第4の(1)の力の事項中「林業関係事業の施行地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）」とあり、並びに第5の(1)から(4)まで、(7)及び(8)の事項、第12の(3)の事項並びに第13中「農林事務所長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表2の項中

<p>(3) 保全松林緊急保護整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者にあつては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）及び民間事業者が森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第4項に規定する高度公益機能森林（以下「高度公益機能森林」という。）、同条第5項に規定する被害拡大防止森林（以下「被害拡大防止森林」という。）又は同法第7条の10第1項に規定する地区実施計画に係る森林において事業細目の欄に掲げる事業を</p>	<p>1 保全松林健全化整備 衛生伐 2 松林保護樹林帯造成 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐 (7) 保育間伐 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の7</p> <p>を</p>
-----------------------	---	---	---------------------------

	行うのに要する 経費		
--	---------------	--	--

(3) 重要インフラ施設整備	<p>1 市町（ただし、自ら所有する森林以外で森林所有者及び森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号）第1の2(3)に規定する重要インフラ施設の管理者（以下「重要インフラ施設管理者」という。）と協定を締結した場合に限る。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利法人等又は民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 保育間伐 9 更新伐 10 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (3) 林床保全整備 (4) 荒廢竹林整備 11 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の4（人工造林、樹下植栽等にあつては、事業費の10分の5以内）。ただし、市町及び森林整備法人等が行うものにあつては事業費の10分の5</p>
(4) 保全松林緊急保護整備	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者にあつては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を实</p>	<p>1 保全松林健全化整備 衛生伐 2 松林保護樹林帯造成 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐 (7) 保育間伐 (8) 更新伐</p>	<p>事業費の10分の7</p>

に改め、同表21の項経費の

<p>施する場合に限る。)及び民間事業者が森林病害虫等防除法(昭和25年法律第5号)第2条第4項に規定する高度公益機能森林(以下「高度公益機能森林」という。)、同条第5項に規定する被害拡大防止森林(以下「被害拡大防止森林」という。)又は同法第7条の10第1項に規定する地区実施計画に係る森林において事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>(9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>	
---	---	--

欄2中「1から3まで」を「1から4まで」に、同欄3中「1から2まで」を「1、2及び4」に改め、同

「

4 市町提案事業

地域の实情に応じて実施し、林業に寄与する効果が期待できると知事が認める事業

「

4 植栽支援事業

獣害被害地への造林支援

に改め

欄中4から6までを削り、同項事業細目の欄中

」

め、5を削り、同項補助率の欄1中「限度とする。）」の次に「。ただし、経費の欄に掲げる1の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。」を、同欄2中「10分の10以内」の次に「。ただし、経費の欄に掲げる2の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。」を、同欄3中「10分の10以内」の次に「。ただし、経費の欄に掲げる3の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。」を加え、同欄中4から7までを削り、同表24の項経費の欄(1)中「合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱」に改め、同表25の項を削り、同表の26の項を25の項とし、同表に次のように加える。

<p>26 主伐型路網構築モデル事業</p>	<p>1 市町及び森林組合等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費 2 静岡県林業事業体改善計画認定要領に規定する認定事業主が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費 3 民間事業者が事業細目の欄に掲げる事業を行</p>	<p>基幹的作業道整備</p>	<p>事業費の10分の10以内とし、施行延長1メートル当たり25,000円を限度とする。</p>	<p>事業費の変更</p>	<p>1 施行路線の位置又は全幅員の変更 2 施行延長の30パーセントを超える減少又は事業費単価の30パーセントを超える増を伴う工事内容の変更 3 施行延長1メートル当たりの事業費の増を伴う工事内容の変更であつて、当該事業費が</p>
------------------------	--	-----------------	--	---------------	---

	うのに要する経費 4 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に規定する育成経営体が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費				25,000円を超えるもの
27 製材 J A S 認証取得支援事業	木材の加工又は流通を業として行う者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	製材の日本農林規格の認証取得	事業費の2分の1以内とし、85万円を限度とする。		認証に係る区分、品目及びタイプの変更

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。